

## 令和6年茂原市教育委員会会議7月定例会日程

日時：令和6年7月24日（水）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1 開会宣言

### 2 会議録署名人の指名

### 3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市教育功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第3号 茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第4号 令和7年度使用教科用図書の採択について

（報告事項）

報告1 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について

報告2 令和6年度市町村教育委員会研究協議会について

### 4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市教育功労者表彰規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育功労者表彰規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市教育功労者表彰規則の一部を改正する規則

茂原市教育功労者表彰規則（昭和 47 年茂原市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 8 条とし、第 4 条を第 7 条とする。

第 3 条中「第 1 条」を「第 2 条」に、「金品」を「記念品」に改め、同条を第 6 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（表彰の時期）

第 4 条 表彰は、毎年教育委員会が定める時期に実施する。

（表彰の方法）

第 5 条 表彰は、表彰状の授与により行うものとする。この場合において、併せて記念品を授与することができる。

第 2 条に見出しとして「(表彰に関する推薦)」を付し、同条中「功績調査書」の次に「(別記様式)」を加え、「推せん」を「推薦」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条に見出しとして「(表彰対象者)」を付し、同条中「茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「毎年 1 1 月 3 日下記の各号に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条を第 2 条とし、第 1 条として次の 1 条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教育功労者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第3条）

功 績 調 査 書

年 月 日

茂原市教育委員会  
教育長

推薦所属名  
職 氏 名

茂原市教育功労者表彰規則第3条の規定により、次のとおり推薦します。

表 彰 候 補 者 名	(ふりがな)
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
役 職 名	
現 住 所	
功 績 概 要	
略 歴	
賞 罰	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 表彰の時期等について、現状に即したものとするため、所要の改正をするものです。

茂原市教育功労者表彰規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この規則は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教育功労者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(表彰対象者)</u></p> <p><u>第2条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(表彰に関する推薦)</u></p> <p><u>第3条</u> 教育長は、前条各号に該当する者につき功績調査書（別記様式）を作成し、教育委員会に<u>推薦</u>しなければならない。</p> <p><u>(表彰の時期)</u></p> <p><u>第4条</u> 表彰は、毎年教育委員会が定める時期に実施する。</p> <p><u>(表彰の方法)</u></p> <p><u>第5条</u> 表彰は、表彰状の授与により行うものとする。この場合において、併せて記念品を授与することができる。</p> <p><u>(表彰の特例)</u></p> <p><u>第6条</u> 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、<u>第2条</u>の規定にかかわらず、その死亡の日前に遡って表彰し、表彰状及び<u>記念品</u>は遺族に授与する。</p> <p><u>(表彰の取消し)</u></p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p><u>第1条</u> 茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、毎年11月3日<u>下記</u>の各号に該当する者を表彰する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>第2条</u> 教育長は、前条各号に該当する者につき功績調査書を作成し、教育委員会に<u>推せん</u>しなければならない。</p> <p><u>(表彰の特例)</u></p> <p><u>第3条</u> 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、<u>第1条</u>の規定にかかわらず、その死亡の日前に遡って表彰し、表彰状及び<u>金品</u>は遺族に授与する。</p> <p><u>(表彰の取消し)</u></p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>

一

別記様式（第3条）

（略）

附 則（令和6年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）  
この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和 6 年茂原市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者氏名		住所 ( )		児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等		第1類における通減率		都道府県の地区別区分 ( ) 地域の級地区分 ( - )		校長認印								
世帯の収入状況				世帯の状況（前年12月末日現在）				需 要 額 等												
				収入のある世帯員氏名		生年月日（満年齢）		続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)		個人別総所得額		教育扶助基準			生活扶助基準					
所得控除前の	総所得金額☆		円		年 月 日 ( 歳)		父・母・ 祖父母・その他 ( )		円		基準額		第1類		期末一時扶助費		障害者/母子加算額		第2類	
	退職所得金額		円		年 月 日 ( 歳)		父・母・ 祖父母・その他 ( )		円		円		円		円		円		h (基準額)	
	山林所得金額		円		年 月 日 ( 歳)		父・母・ 祖父母・その他 ( )		円		円		円		円		円		i (地区別冬季加算額)	
	計		A		年 月 日 ( 歳)		父・母・ 祖父母・その他 ( )		円		円		円		円		円		j 生活扶助基準計 (e×通減率、f～iの合計)	
所得控除	雑損控除		円		収入のない世帯員氏名		生年月日（満年齢）		在学学校名・学年 (特別支援学級の在籍)		円		円		円		円		k 住宅扶助基準	
	社会保険料		円		本人		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円	
	小規模企業共済等掛金控除		円		父・母・ 祖父母・その他 ( )		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円	
	生命保険料		円		父・母・ 祖父母・その他 ( )		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		l 需要額 (a～d、j、kの合計)	
	地震保険料		円		父・母・ 祖父母・その他 ( )		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円	
	ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ		円		父・母・ 祖父母・その他 ( )		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円	
計		B		父・母・ 祖父母・その他 ( )		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円		
所得額(A-B)		C		父・母・ 祖父母・その他 ( )		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円		
収入額(C×1/12)		D		合計		年 月 日 ( 歳)		円		円		円		円		円		円		
備考																				

※太枠内を記入してください。

※令：特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

(注) 1 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。

2 整理番号は、個人別支給台帳の番号に合わせることを。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領が改正されたことに伴い、別記第2号様式を改正するものです。

## 議案第3号

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和6年7月24日提出

茂原市教育長 富田 浩明

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和元年茂原市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4,700円」を「4,800円」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「4,700円」を「4,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

提案理由 子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い、補足給付費の上限額が変更となったため、所要の改正をするものです。

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>(補足給付費の額)</p> <p>第4条 補足給付費の額は、1月につき、満3歳以上施設等利用給付認定子ども1人当たり<u>4,800円</u>（現に満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対する食事の提供に要した費用（副食材料費に限る。以下この条及び第8条第3項において同じ。）の額が<u>4,800円</u>を下回る場合には、当該現に食事の提供に要した費用の額）とする。</p> <p>第4号様式（第7条） 補足給付費交付対象園児 免除実績報告書（代理受領の場合）</p> <p style="text-align: right;">幼稚園名： _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">園児名</th> <th colspan="3">月分</th> <th colspan="3">月分</th> <th rowspan="2">左記cの合計</th> </tr> <tr> <th>カナ</th> <th>氏名</th> <th>給食費</th> <th>aのうち副食材料費</th> <th>bの免除(減免)実績額と4,800円を比較し、少ない額</th> <th>給食費</th> <th>aのうち副食材料費</th> <th>bの免除(減免)実績額と4,800円を比較し、少ない額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">対象園児数(※)</td> <td style="width: 50px; text-align: center;"> </td> <td style="padding: 2px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">補助対象額合計</td> <td style="width: 50px; text-align: center;"> </td> <td style="padding: 2px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※対象園児数は 年 月 日付けで連絡した「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業対象者一覧」の数と一致させること。</p> </div>	No.	園児名		月分			月分			左記cの合計	カナ	氏名	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,800円を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,800円を比較し、少ない額				a	b	c	a	b	c	1										2										3										4										5										6										7										8										9										10										11										12										13										14										15										16										17										18										19										20										21										22										23										24										25										計										対象園児数(※)		人	補助対象額合計		円	<p>(補足給付費の額)</p> <p>第4条 補足給付費の額は、1月につき、満3歳以上施設等利用給付認定子ども1人当たり<u>4,700円</u>（現に満3歳以上施設等利用給付認定子どもに対する食事の提供に要した費用（副食材料費に限る。以下この条及び第8条第3項において同じ。）の額が<u>4,700円</u>を下回る場合には、当該現に食事の提供に要した費用の額）とする。</p> <p>第4号様式（第7条） 補足給付費交付対象園児 免除実績報告書（代理受領の場合）</p> <p style="text-align: right;">幼稚園名： _____</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">園児名</th> <th colspan="3">月分</th> <th colspan="3">月分</th> <th rowspan="2">左記cの合計</th> </tr> <tr> <th>カナ</th> <th>氏名</th> <th>給食費</th> <th>aのうち副食材料費</th> <th>bの免除(減免)実績額と4,700円を比較し、少ない額</th> <th>給食費</th> <th>aのうち副食材料費</th> <th>bの免除(減免)実績額と4,700円を比較し、少ない額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">対象園児数(※)</td> <td style="width: 50px; text-align: center;"> </td> <td style="padding: 2px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">補助対象額合計</td> <td style="width: 50px; text-align: center;"> </td> <td style="padding: 2px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※対象園児数は 年 月 日付けで連絡した「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業対象者一覧」の数と一致させること。</p> </div>	No.	園児名		月分			月分			左記cの合計	カナ	氏名	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,700円を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,700円を比較し、少ない額				a	b	c	a	b	c	1										2										3										4										5										6										7										8										9										10										11										12										13										14										15										16										17										18										19										20										21										22										23										24										25										計										対象園児数(※)		人	補助対象額合計		円
No.		園児名		月分			月分				左記cの合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	カナ	氏名	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,800円を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,800円を比較し、少ない額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			a	b	c	a	b	c																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
対象園児数(※)		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
補助対象額合計		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
No.	園児名		月分			月分			左記cの合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	カナ	氏名	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,700円を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,700円を比較し、少ない額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			a	b	c	a	b	c																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
対象園児数(※)		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
補助対象額合計		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

改正後

第5号様式(第8条)

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)

申請日 年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1. 決定に当たって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を茂原市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために茂原市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し、茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付費事業実施要綱第8条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者 氏名、住所、連絡先、申請子供 氏名、生年月日、利用(予定)幼稚園名、前年1月1日現在の住所、申請日の前々年1月1日現在の住所

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を課課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

同居者を全員記入して下さい。

Table with columns for Name, Birth Date, and Address for family members.

Table for payment details: 交付申請額, 金, 円(年 月分~ 年 月分), 対象月, 給食費, 補助申請額, 交付申請額左記cの合計

※対象となる子供が複数いる場合は、子供ごとに作成してください。
※実費徴収額(副食材料費がわかるもの)に係る領収証の写しを添付してください。

補助金の振込先を、以下に記載して下さい。

Table for bank transfer details: 金融機関名, 預金種別, 口座番号, 口座人名義(カタカナ)

※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

現 行

第5号様式(第8条)

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)

申請日 年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1. 決定に当たって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を茂原市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために茂原市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し、茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付費事業実施要綱第8条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者 氏名、住所、連絡先、申請子供 氏名、生年月日、利用(予定)幼稚園名、前年1月1日現在の住所、申請日の前々年1月1日現在の住所

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を課課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

同居者を全員記入して下さい。

Table with columns for Name, Birth Date, and Address for family members.

Table for payment details: 交付申請額, 金, 円(年 月分~ 年 月分), 対象月, 給食費, 補助申請額, 交付申請額左記cの合計

※対象となる子供が複数いる場合は、子供ごとに作成してください。
※実費徴収額(副食材料費がわかるもの)に係る領収証の写しを添付してください。

補助金の振込先を、以下に記載して下さい。

Table for bank transfer details: 金融機関名, 預金種別, 口座番号, 口座人名義(カタカナ)

※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

附 則（令和6年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。